

1、事業者

事業者名称	社会福祉法人友愛福祉会
代表者氏名	理事長 板東豊昭
法人所在地	徳島県板野郡北島町中村字河原 11 番地 3
法人電話番号	088-699-5075
定款目的に定めた事業	保育所・一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業

2、施設の目的・運営方針

みどり保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする子どもを日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する子ども（以下「入園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、入園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3、保育所の概要

施設の種類	保育所			
施設の名称	みどり保育園			
施設の所在地	徳島県板野郡北島町中村字河原 11 番地 3			
連絡先	電話 088-699-5075			
管理者	園長 板東智昭			
利用定員	2号認定	30人		
	3号認定	1・2歳児／30人 0歳児／10人		
開設年月日	昭和 56 年 3 月 31 日			
事業所番号				
敷地	敷地全体	643.09 m ²	園庭	276 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造	延べ面積	505.09 m ²
主な設備	部屋数	備考		
保育室	4 室	149.13 m ²		
乳児室及び保育室	4 室	137.81 m ²		
遊戯室	1 室	72.20 m ²		
調理室	1 室	22.81 m ²		
職員室	1 室	23.91 m ²		
医務室	1 室	3.31 m ²		

4、保育の提供を行う時間

認定区分	曜日	保育時間	延長保育（※）	
			開所前	閉所後
保育標準時間 （2号・3号）	平日	7：00～18：00	無	18：00～19：00
	土曜	7：00～18：00	無	～18：00
保育短時間 （2号・3号）	平日	8：30～16：30	※左記時間を超えて利用する場合は延長保育となります。	
	土曜	8：30～16：30		

※延長保育利用に当たっては、町により通常保育時間に係る保育料とは別に利用料が必要です（利用料額は別表参照）

5、開所日及び休園日

開所日	月曜日から土曜日
休園日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

6、利用に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 入園児が幼稚園に入園したとき
- (2) 入園児の保護者が子ども・子育て支援法に定める要件に該当しなくなったとき
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7、提供する教育及び保育

- (1) 保育（通常保育時間において提供する教育・保育をいう）
- (2) 食事の提供（2号認定子どもは副食のみの提供）
- (3) 障害児保育
- (4) 延長保育
- (5) 一時預かり
- (6) 子育て支援拠点事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

8、職員体制

職 種	常勤	非常勤	職 種	常勤	非常勤	※職員配置は、子どもの受け入れ状況により変更する場合があります。
施設長	1人		調理員	2人		
副園長	1人		保育補助	1人	1人	
主任保育士	2人		用務員		1人	
保育士	14人	2人				
栄養士	1人		合計	22人	4人	

9、利用料金

- (1) 保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた町に対し、当該町が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) その他の利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10、保育の流れ（近隣にある団地公園、光風台公園、裏公園、土手等にも行きます）

月～金	3号認定（0・1歳児）	月～金	2号認定（2・3・4・5歳児）
7：00～	開園・順次登園・主体遊び	7：00～	開園・順次・登園
8：00～	主体遊び	8：00～	主体遊び・課題
9：00～	牛乳	9：15～	牛乳（2歳児）
9：20～	戸外遊び等	10：00～	主体遊び・課題・戸外遊び等
10：30～12：00	主体遊び・食事（順次）	12：00～	昼食
～14：40	睡眠	13：00～	睡眠及び休息（秋～5歳児学習）
15：00～	おやつ	15：00～	おやつ
15：20～	主体遊びねらい課題	15：20～	主体遊び、園庭、屋上遊び等 （春～5歳児学習）
17：00～19：00	混合保育	17：00～19：00	1階で主体遊び

11、昼食

昼食・おやつ	月末ごろに翌月の献立表を配付
アレルギー対応	アレルギーで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。 相談の上、ガイドラインにそって除去対応となります。
衛生管理等	水質検査を年2回実施しています。 調理員及び保育士は、毎月検便を行っています。

12、非常災害時の対策

当園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上の避難訓練及び消火訓練を実施します。

13、虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、入園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の選任その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。

14、苦情解決について

相談・苦情受付担当者	氏名	湯浅裕子 永井亜由美	電話	088-699-5075
相談・苦情解決責任者	氏名	板東智昭	電話	088-699-5075
第三者委員	氏名	島津實孝（088-699-3184）美馬敬正（088-698-8640）		
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。			

15、保護者会

年1回保護者会総会を開催。保育参加で日常の保育について理解を深めて頂く

16、健康診断等

内科検診・歯科検診を年2回実施

17、情報提供（保育全般について法に定める情報提供）必要に応じて関係機関へ情報を提供します

みどり保育園 実費徴収額別表

令和7年4月1日現在

3歳児以上児の給食費（主食費・副食費）保護者負担金

（月額）

町 名	給食費	免除対象外	免除対象（国基準）	免除対象（町基準）
北島町	主食費	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	副食費	4,900 円	0 円	0 円
松茂町	主食費	1,000 円	0 円	0 円
	副食費	4,900 円	0 円	0 円

（対象者基準は、国・町に準ずる）園で集金します。

内容	単価(円)	月数	合計 (円)	備 考
主食費 (3才以上)	上記表のとおり	× 12	=	
保護者会費	500	× 12	= 6,000	4 月に年間徴収
絵本2歳児	440	× 12	= 5,280	4 月に年間徴収
絵本3歳児	500	× 12	= 6,000	4 月に年間徴収
絵本4歳児	500	× 12	= 6,000	4 月に年間徴収
絵本5歳児	500	× 12	= 6,000	4 月に年間徴収

保育用品名	年齢児					単価 (円)	備 考
	0	1	2	3	4,5		
お便りケース	○	○	○	○	○	270	
色帽子	○	○	○	○	○	950	
自由画帳		○	○	○	○	300	
上手スプーン・フォーク			○	○	○	1,000	
まんだら塗り絵					○	1,000	
塗り絵ファイル					○	300	
半袖体操服		○	○	○	○	2,200	
集金袋	○	○	○	○	○	80	

その他費用

- ・延長保育 : 松茂町子ども・子育て支援施行細則による：標準時間のみ徴収無（令和7年度）
18 時以降は延長保育とする
- ・遠足代 : 年1回 行先により決定します。
- ・写真・動画代：そだちえに準ずる。直接お支払いください。
- ・一時預かり : 1日 1,800 円 4時間以内 900 円